

平成24年12月10日

社会保障審議会年金部会  
厚生年金基金制度に関する専門委員会 提出資料

# 基金制度一律廃止に対する意見

全国総合厚生年金基金協議会

# 基金制度一律廃止に対する意見 要旨

- |     |              |    |
|-----|--------------|----|
| I   | 「代行割れ」に対する誤解 | P1 |
| II  | 基金制度の必要性     | P2 |
| III | 新特例解散基準について  | P2 |

## I 「代行割れ」に対する誤解

「代行割れ」は主に資産運用環境の悪化によるもの(P3参照)

- ・資産運用環境の悪化は、他の企業年金制度も共通の問題
- ・運用環境変化に対応できない硬直的な財政運営基準の存在

期ずれ解消と0.875是正で「代行割れ」基金数は減少(P4、P5参照)

- ・先ず期ずれを解消して、そのうえで0.875を是正する
- ・積立不足は特別掛金を設定して償却中。この現価相当額を考慮すると更に代行割れ基金数は激減
- ・その他、給付現価負担金の支給時期等の見直しも検討いただきたい

資産運用方法の見直しにより、代行部分からの利差損発生 of 極小化が可能 ☞ 将来の代行割れ懸念の縮小(P6参照)

- ・厚生年金本体を意識したポートフォリオの構築により代行部分からの利差損発生 of 極小化が可能
- ・上乘せ部分の予定利率引下げ等の施策を実施・検討中である

資産運用ガイドラインの改正により資産運用体制・運用手法等の見直しを検討中である

- ・代行部分保有による適正な資産規模は、分散投資・代替投資のアクセスという観点から有用であり、運用実績の安定化に寄与
- ・資産運用ガイドライン改正を受けて、資産運用の見直しを検討中

## Ⅱ 基金制度の必要性

### 基金制度は無年金・低年金対策に大きく寄与している

- ・国より有利な独自給付(在職老齢年金、雇用保険との調整、受給資格期間、遺族・障害年金との調整、つなぎ年金等)
- ・月額14,000円程度の上乗せ年金は、加入年数を経るに従って増加する(\*1)
- ・受給者数も年々増加しており、まさに今、社会的使命を果たす時期が到来したといえる

### 基金事務局が、公的年金も含めた年金相談業務の役割も担っていること

- ・ライフプランセミナー等、各種福祉事業の実施
- ・加入事業所、加入員、受給者に対する公的年金・企業年金の年金相談、啓蒙推進活動を担っている

### 一律廃止による加入員・受給者の権利(財産権)が損なわれることは看過できない問題(P7、P8参照)

- ・物価スライド調整(2500円/月)は丁寧に議論した一方、基金については、一律廃止という行政方針により受給権を損なうことを決定する動きは看過できない問題
- ・基金廃止は、退職金よりも代行債務を優先するに等しいものである

### 具体的な受け皿がない中で一律廃止は中小企業から企業年金制度を奪うものである(P9参照)

- ・適年廃止では4割が制度廃止に至った。基金加入事業所の1社あたり平均従業員数は39.6名(\*2)
- ・適年実施事業所より小規模人員の企業が安心して運営できる年金制度として何が存在するのか

### 公的年金の守備範囲が縮小していく可能性が高い中で、私的年金たる企業年金をどのように育成していくのか

- ・公的年金と私的年金の範囲・バランスを描いたグランドデザインが全く審議されていないことは問題
- ・企業年金・個人年金の育成・発展を支援しないと、結果的に公的年金・公的扶助の肥大化につながりかねない

## Ⅲ 新特例解散基準について

### 試案は評価できるが、新特例解散基準の対象となる基金数はわずかである

- ・厚生年金本体の収納率等の比較検討がなされているのか
- ・平成22年度の厚生年金本体の不納欠損額は407億円。収納率は97.8%

\*1) 年金月額14,000円は企業年金連合会調査資料「企業年金実態調査結果(平成23年度調査)」による

\*2) 第5回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議における全国総合厚生年金基金協議会提出資料2ページ参照(平成22年度)

## 基金制度一律廃止に対する意見 項目別説明

- |     |  |    |
|-----|--|----|
| I   | 「代行割れ」は主に資産運用環境の悪化によるもの                  | P3 |
| II  | 期ずれ解消と0.875是正で「代行割れ」基金数は減少①              | P4 |
| II  | 期ずれ解消と0.875是正で「代行割れ」基金数は減少②              | P5 |
| III | 資産運用方法の見直しにより、代行部分からの利差損発生を極小化が可能        | P6 |
| IV  | 一律廃止による加入員・受給者の権利(財産権)が損なわれることは看過できない問題① | P7 |
| IV  | 一律廃止による加入員・受給者の権利(財産権)が損なわれることは看過できない問題② | P8 |
| V   | 具体的な受け皿がない中での一律廃止は中小企業から企業年金制度を奪うものである   | P9 |

# I 「代行割れ」は主に資産運用環境の悪化によるもの

## 1. 代行割れの原因

- 資産運用環境の悪化と不透明な運用環境の継続に起因する（資料1、資料2参照）
  - ・特にリーマン・ショックや円高の影響が残っていることによる

基金制度だけではなく、他の年金制度も共通の問題 → 積立比率の悪化

- 財政中立化の遅れにより、代行部分の予定利率5.5%を前提とした基金運営が平成11年9月末まで継続したこと
- 平成11年10月より財政中立化は一部導入されたものの、「期ずれ」が平成21年まで継続していたこと  
(平成21年以降は継続基準のみ「期ずれ」は解消)
- それまでの間は、資産運用リスクを多くとった運営を続けた基金が多かったことと、その間、運用環境のダウンサイドリスクが顕在化して、不足金が累積してきたことによる
  - ☞なお、継続基準財政検証における下方回廊方式の恒久化適用、非継続基準の財政運営基準の見直し等の要望は叶っていない

## 2. 年金制度別積立状況(平成23年度末)

	平均積立比率	積立不足の対応	給付減額
厚生年金基金(*1)	81.2% (代行部分+上乘せ部分)	・特別掛金で不足金を償却中。財源確保済。	対応可能
確定給付企業年金(DB)(*1)	79.9%	・特別掛金で不足金を償却中。財源確保済。	対応可能
国民年金基金(*2)	積立比率 65% (積立不足額 1兆4272億円)	・特別掛金での償却が不可能。運用収益率の回復次第	既加入者には 対応不可能
中退共	累積欠損1741億円	・予定運用利回りの引下げ検討 ☞1.0%→0.8%・・・掛金の引上げ	付加退職金 減額検討
確定拠出年金(DC)	—	・想定利回りを下回る運用実績や元本割れも多いのでは？ ☞退職金の実質的な減少	—

(\*1) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料(平成23年度調査)」の決算状況(継続基準による財政検証)に基づき、純資産額を基金の場合は給付債務、DBの場合は数理債務で除した

(\*2) 国民年金基金連合会ホームページより【「給付確保事業(基金10目)+20目以降(全基金)+中途脱退事業(国基連)」の資産額計を責任準備金計で除したもの】

## Ⅱ 期ずれ解消と0.875是正で「代行割れ」基金数は減少①

代行部分の債務（最低責任準備金）の算定方法について、厚生年金本体との中立化が徹底されていない

- ① 「期ずれ」の問題
- ② 0.875の問題

この問題を解決すると、代行割れはどうか？  
(信託銀行4行の総幹事基金398基金のデータに基づく試算)

### ■期ズレ解消後

代行割れ基金数 218基金 ⇒ 177基金 (▲41基金)

☞ 期ずれ解消の試案は評価したい

### ■期ずれ解消に加えて、0.9(仮置き)の調整を反映

代行割れ基金数 218基金 ⇒ 165基金 (▲53基金)

#### 【要確認事項1】0.875見直し案の算定根拠が不明である

- ・支給停止は国の老齢厚生年金から始まり、それでも支給停止しきれない部分が基金の代行部分から支給停止される  
本体先止め基準の実績値と思われる係数を、基金に当てはめることが適切か

#### 【要確認事項2】7号方式の適用について、何故機能させないのか

- ・関係法令で適用が認められているのが機能していない。この適用は「基金の権利」でもある

### ③ その他事項(未解決部分)

#### ■国の厚生年金の運用については、基金では実現できない部分がある。

過去の預託金部分や財投債の評価方法の相違(国は簿価評価<sup>(\*)</sup>)、市場における運用商品が存在しない

(\*) 国は満期保有を前提とする財投債については償却原価法を適用した簿価ベース(詳細は、平成24年11月9日社団法人日本年金数理人会意見書参照)

## Ⅱ 期ずれ解消と0.875是正で「代行割れ」基金数は減少②

積立不足は、決められた財政運営基準の下で特別掛金を設定して償却中。代行割れを放置していない

- 期ずれ解消と0.9(仮置き)を調整のうえ、特別掛金収入現価(特別掛金を設定して不足金を解消中)を反映後  
(資料3参照)

代行割れ基金数	218基金	⇒	36基金 (▲182基金)
---------	-------	---	---------------



- それでも「代行割れ」が問題か？ 制度の持続可能性がないのか？

過去の運用実績、資産ポートフォリオだけで制度存廃を説明できるのか？

### Ⅲ 資産運用方法の見直しにより、代行部分からの利差損発生への極小化が可能

資産運用環境悪化が「代行割れ」の主要原因であれば、資産運用環境のあり方を見直すことで持続可能性を高めることは可能である

**代行メリット消失** > 免除保険料の個別化により、代行による損得は発生しないという厚生労働省の主張

☞ **規模のメリットがある。運用実績の安定化を目指した分散投資効果を得やすくなってきた**

	厚生年金本体	厚生年金基金	確定給付企業年金
資産規模	111.5兆円(*1)	468億円(*2)	30億円(*3)
財政改善のための分散投資の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケットインパクトの大きさ</li> <li>☞ 機動的な運用は困難</li> <li>☞ 株式の売却額の増加…株価低迷</li> <li>・オルタナティブ運用は困難</li> <li>☞ 資産規模が大きくアクセス困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分散投資が可能</li> <li>・オルタナティブ運用の活用</li> <li>☞ 収益獲得機会の増加</li> <li>☞ 相場下落時のリスク回避</li> <li>☞ 高度分散によるポートフォリオの安定化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分散投資が困難</li> <li>・収益獲得機会の低下・喪失</li> <li>・運用コストの増加</li> <li>・経営合理化等の影響を直接蒙る</li> <li>☞ リストラ時の資産一括流出</li> </ul>

(\*1)厚生労働省「年金積立金運用報告書」より (\*2),(\*3)第3回厚生年金基金制度に関する専門委員会「資料1」P4記載の資産額を契約数で除したもの

**代行デメリット発生** > 運用実績が予定利率を下回り、利差損が発生して積立不足が拡大したという厚生労働省の主張

☞ **代行部分は、厚生年金本体との運用実績差が利差損として認識⇒代行部分の利差損発生への極小化が可能**

	予定利率	財政悪化（利差損発生）回避手段
代行部分 予定利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定利率は存在していない</li> <li>・ 厚生年金本体との差が利差損益</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「期ずれ」解消により厚生年金本体を意識した運用が可能</li> <li>☞ 今後の利差損発生抑制策を取ることができる</li> </ul>
上乗せ部分 の予定利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各基金独自の水準 (5.5%～下限は現在1.1%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な範囲での予定利率引下げ</li> <li>☞ 予定利率引下げに伴う財政運営基準の緩和が必要</li> <li>☞ 資産運用リスクを低下させる</li> </ul>

**企業経営への影響** > 大企業は代行返上、不況業種の中小企業の基金が残り掛金負担が困難になってきたという厚生労働省の主張

☞ 代行返上は退職給付会計の導入が要因。母体企業の大半が不況業種というのは一部の業種の問題である。また、給付水準は業種による厚薄があるが、一律廃止により業種間の格差を拡大させる可能性がある

IV 一律廃止による加入員・受給者の権利(財産権)が損なわれることは看過できない問題①

一時金取得者と年金受給者間の不公平

一時金取得者	年金受給中の者
年金現価支払い済	年金現価相当の資産を基金に預け、分割で引き出している状態

試案公表による任意脱退の増加 ⇒ 一時金取得者

選択一時金の停止

	受給者減額	自主的解散	基金制度廃止
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>母体企業の経営悪化</li> <li>基金財政の著しい悪化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母体企業の経営悪化</li> <li>基金財政の著しい悪化</li> </ul>	無条件
同意手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者の2/3以上の同意</li> <li>加入事業所の2/3以上の同意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者の3/4以上の同意</li> <li>加入事業所の3/4以上の同意 (試案では2/3以上の同意)</li> </ul>	無条件?

減額前ベースの最低積立基準額による一時金選択を保障  
(⇒減額を阻害し、解散を誘発する要因であり改善を要望する)

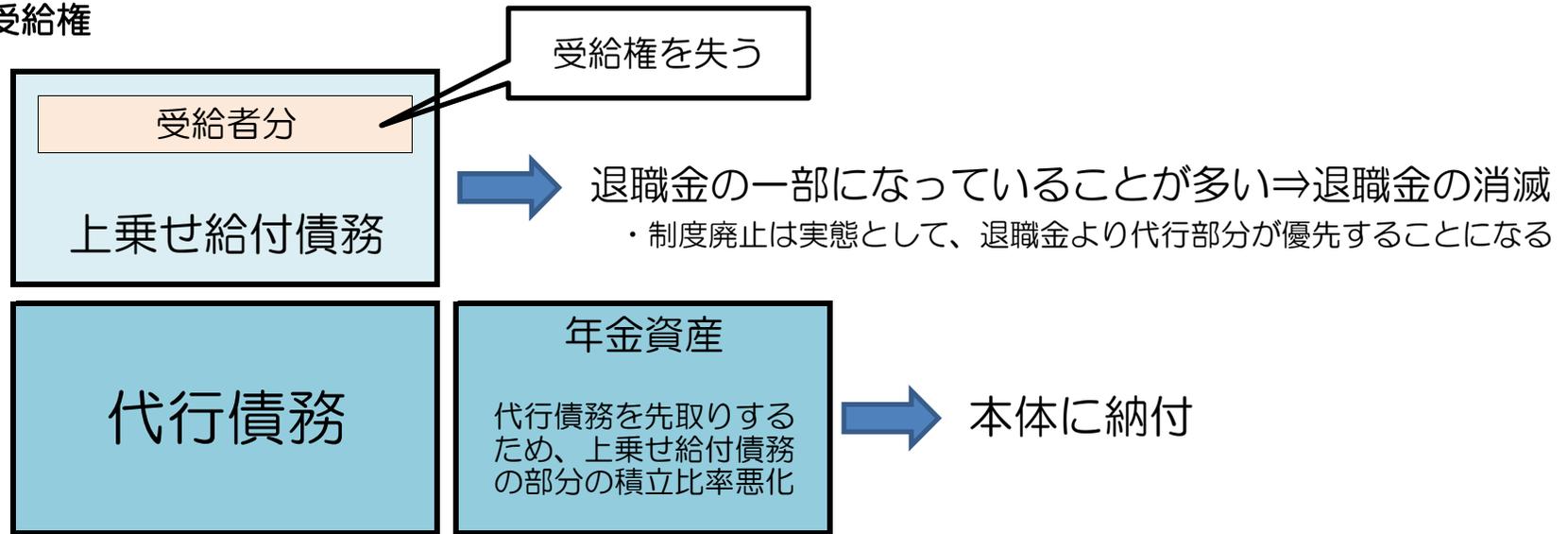
問題なし?

- 受給者減額では厳しく従前額保障を求めているにもかかわらず、基金制度廃止は無条件か?
- 年金受給権は確定した権利。一律廃止は受給権保全をどのように考えるのか?

なお、解散を希望している基金のために、解散理由要件の緩和と特例解散制度の拡充と追加負担緩和策を要望する

## IV 一律廃止による加入員・受給者の権利(財産権)が損なわれることは看過できない問題②

### 上乗せ年金の受給権



### 厚生年金基金は役割を終えたというが・・・

■基金制度は厚生労働省の普及促進策に基づいて設立が続き、平成5年頃にひと通り普及。（資料4参照）

■今後、年金給付額が確実に増加してくる

平均年金月額	14,000円
--------	---------

●基金加入期間が長くなるほど、給付額が増加する（資料5参照）

■年金受給者は、毎年増加している

年度	受給者数(千人)
平成18年度末	2,232
平成19年度末	2,344
平成20年度末	2,441
平成21年度末	2,560
平成22年度末	2,751

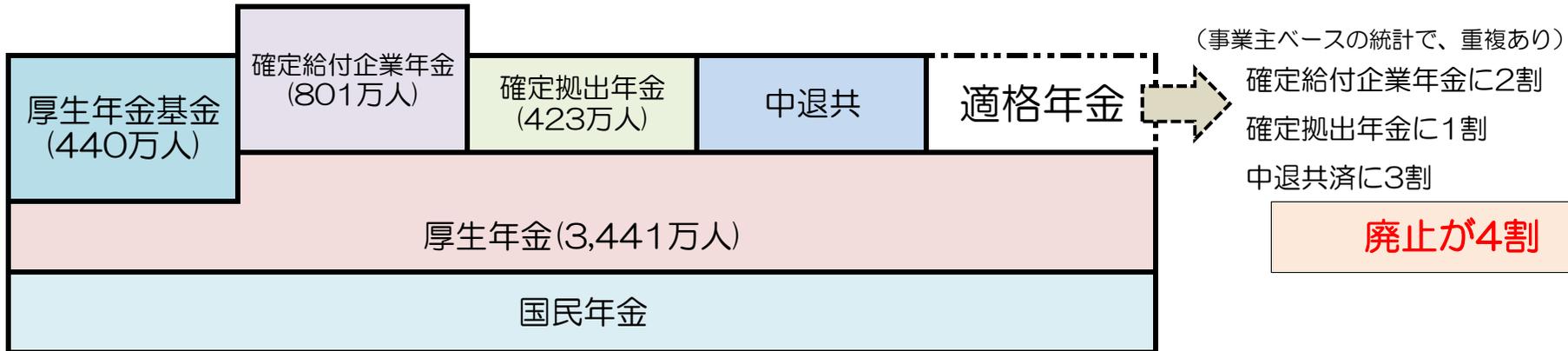
●事前積立方式により、受給者の増加を見込んだ財政運営を行っている。

今後、給付額の増加と受給者数が増加する  
⇒まさに社会的使命を果たす時期が到来

(企業年金連合会調査資料「企業年金実態調査結果」による)

## V 具体的な受け皿がない中での一律廃止は中小企業から企業年金制度を奪うものである

### 適年廃止時の対応



■適格年金の最低の人員受託条件は、信託銀行100人以上、生保は15人以上であった

■厚生年金基金の加入事業所の1社あたりの平均人員は39.6人 ⇒ 適格年金廃止以上に制度廃止が増える可能性が高い

- 公的年金と私的年金のバランスをどう保つのか。自助・共助・公助のバランスをどのように考えているのか
- 一律廃止後の受け皿として、具体的にどのような制度を想定しているのか？低コストで運営できる制度は何かあるのか？具体的なものが示されずに一律廃止の議論先行で良いのか？
- 新制度に移行できる基金はどの程度あると考えているのか？適格年金廃止時以上に、制度廃止が増える可能性があるのではないか？
- 受け皿として期待される中退共も減額される方向 ⇒ 基金の上乗せ部分喪失と減額による二重被害の懸念
- 大企業と中小企業の年金格差拡大、中小企業の税制メリット喪失を懸念するが、これは無視できるのか？
- 新制度へ移行できる業種が限定されるのではないかと？⇒中小企業の中での業種間格差を拡大させる懸念

基金制度のインフラ（低負担の事務費、事務局職員等）を活用した方が、新制度構築より低コスト運営が可能

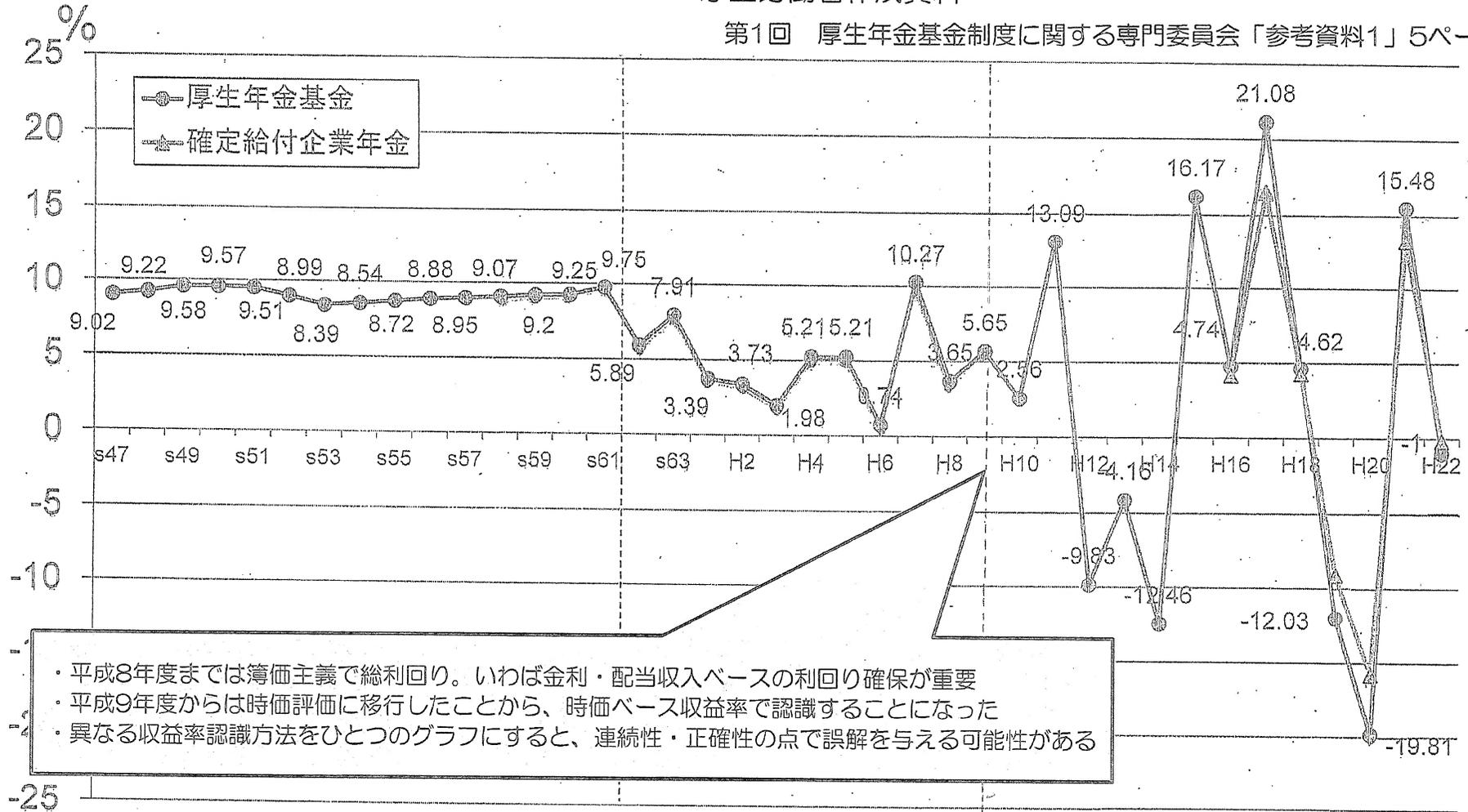
# 資 料 集

資料1	企業年金の運用実績の推移	P 1 0
資料2	内外株式市場騰落率推移	P 1 1
資料3	厚生年金基金の損益構造	P 1 2
資料4	厚生年金基金数推移	P 1 3
資料5	厚生年金基金からの給付の意義	P 1 4
資料6	厚生年金保険料率・免除保険料率の推移	P 1 5
資料7	給付現価負担金に関する意見	P 1 6

# 【資料1】企業年金の運用実績の推移

厚生労働省作成資料

第1回 厚生年金基金制度に関する専門委員会「参考資料1」5ページ

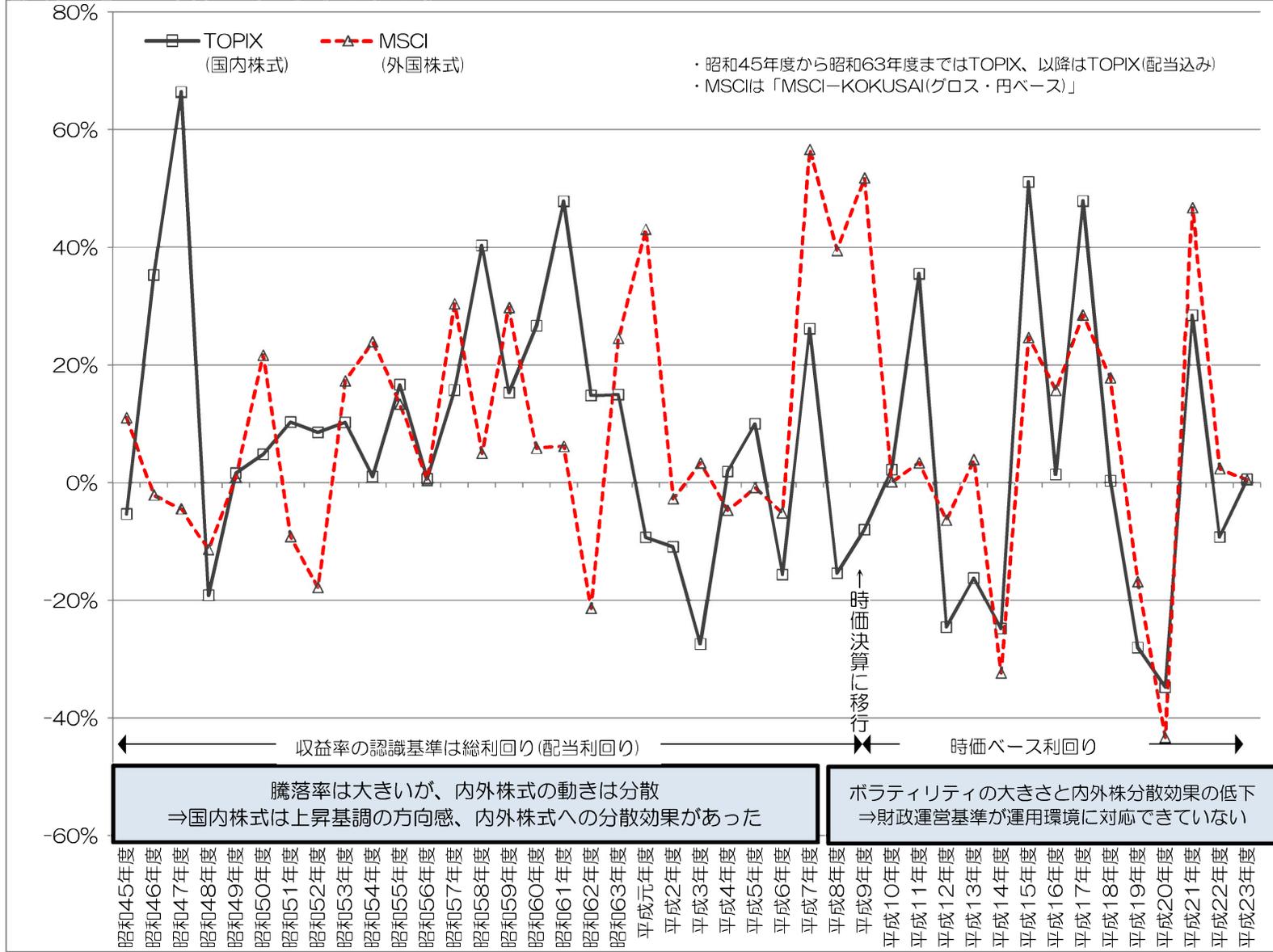


・平成8年度までは簿価主義で総利回り。いわば金利・配当収入ベースの利回り確保が重要  
 ・平成9年度からは時価評価に移行したことから、時価ベース収益率で認識することになった  
 ・異なる収益率認識方法をひとつのグラフにすると、連続性・正確性の点で誤解を与える可能性がある

資料: 企業年金連合会「資産運用実態調査」  
(厚生年金基金連合会「厚生年金基金等事業年報」)

注1: 昭和62年度以降は、修正総合利回りの数値。  
注2: 修正総合利回り = 総合収益 / 期中平均残高 (修正平均残高) × 100

【資料2】 内外株式市場騰落率推移



年度	TOPIX (国内株式)	MSCI (外国株式)
昭和45年度	-5.27%	11.09%
昭和46年度	35.28%	-2.07%
昭和47年度	66.38%	-4.41%
昭和48年度	-19.16%	-11.32%
昭和49年度	1.64%	1.01%
昭和50年度	4.83%	21.70%
昭和51年度	10.32%	-9.15%
昭和52年度	8.56%	-17.79%
昭和53年度	10.26%	17.31%
昭和54年度	1.06%	23.96%
昭和55年度	16.66%	13.37%
昭和56年度	0.69%	0.36%
昭和57年度	15.71%	30.43%
昭和58年度	40.33%	4.99%
昭和59年度	15.30%	29.79%
昭和60年度	26.67%	5.89%
昭和61年度	47.81%	6.20%
昭和62年度	14.79%	-21.35%
昭和63年度	14.96%	24.51%
平成元年度	-9.31%	43.08%
平成2年度	-10.90%	-2.74%
平成3年度	-27.42%	3.36%
平成4年度	1.88%	-4.70%
平成5年度	9.98%	-0.85%
平成6年度	-15.62%	-5.17%
平成7年度	26.14%	56.67%
平成8年度	-15.40%	39.46%
平成9年度	-8.00%	51.84%
平成10年度	2.19%	0.13%
平成11年度	35.48%	3.40%
平成12年度	-24.55%	-6.38%
平成13年度	-16.22%	3.94%
平成14年度	-24.81%	-32.35%
平成15年度	51.13%	24.70%
平成16年度	1.42%	15.70%
平成17年度	47.85%	28.52%
平成18年度	0.29%	17.85%
平成19年度	-28.05%	-16.80%
平成20年度	-34.78%	-43.32%
平成21年度	28.47%	46.75%
平成22年度	-9.23%	2.41%
平成23年度	0.59%	0.50%

今後は、財政中立化の徹底および厚生年金本体の資産構成を意識した運用によりリスク極小化を図ることが可能になった

【資料3】

# 厚生年金基金の損益構造

## 代行割れの例(特別掛金設定)

### 資産と負債の状況

運用資産 64億	代行部分 債務 80億
特別掛金収入現価 31億	上乗せ(企業年金)債務 20億
不足 5億	

代行部分の80%しか資産がない指定基金、年金債務100億円規模

代行部分の利息は、厚生年金(GPIF)の運用実績(過去10年平均1.6%)  
したがって、  
 $80 \times 1.6\% = \text{年}1.28\text{億円の支払利息}$

上乗せ部分の利息は予定利率5.5%  
したがって、  
 $20 \times 5.5\% = \text{年}1.1\text{億円の支払利息}$

合計年2.38億円が支払利息合計

特別掛金収入現価とは、加入事業所に対する貸付金と同じ経済効果(貸付利息5.5%)  
 $31 \times 5.5\% = \text{年}1.705\text{億円の利息収入}$

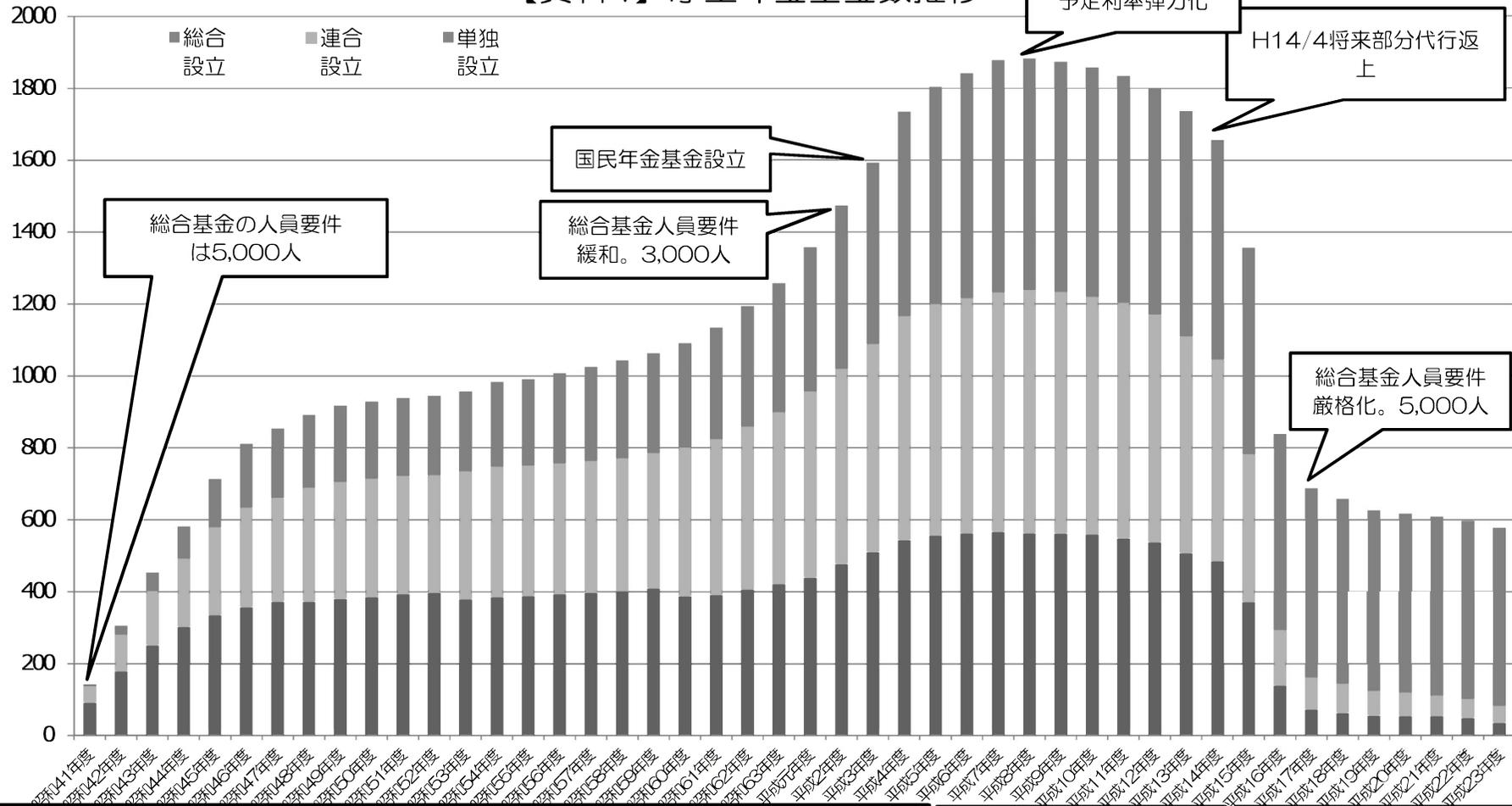
実質的な支払利息は、 $2.38\text{億} - 1.705\text{億} = \text{年}0.675\text{億}$

つまり、 $0.675\text{億} \div 64\text{億(運用資産)} = \text{年}1.055\%$ の運用利回りで黒字となる

⇒ 不足5億円を特別掛金とするか、毎年0.5億円(10年で不足ゼロ)運用で稼ぐかが課題。運用だけとすると  $(0.675\text{億} + 0.5\text{億}) \div 64\text{億} = \text{年}1.84\%$ の運用利回りで積立不足解消

いずれにせよ、一般的なDB企業年金(2.0~3.5%の予定利率)よりも安全運営で大丈夫

【資料4】厚生年金基金数推移



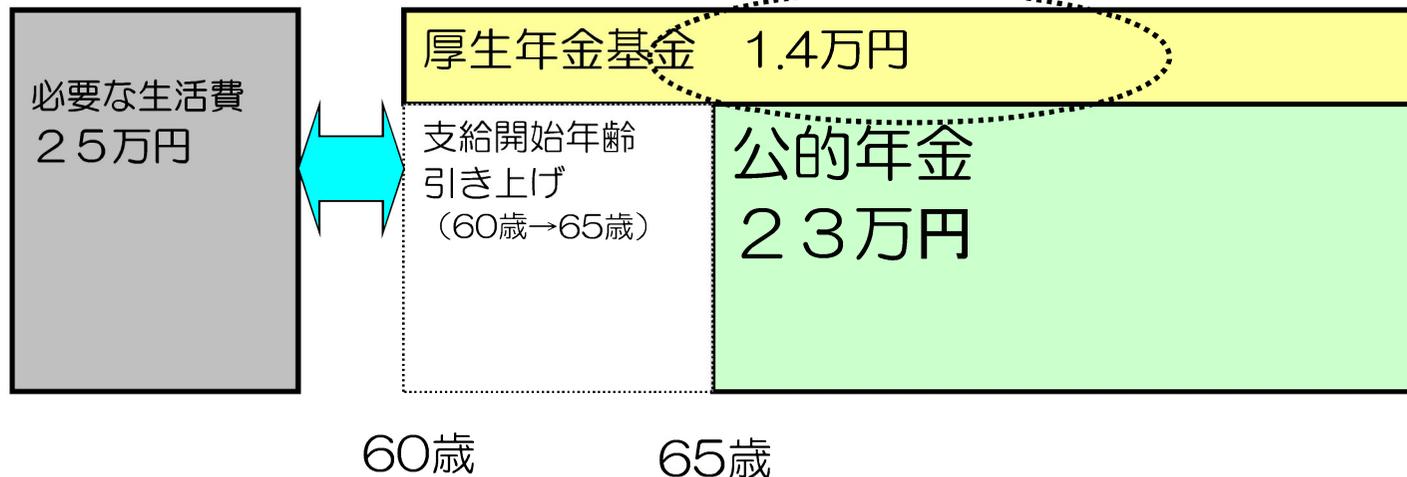
厚生年金基金制度の普及促進期（代行型⇒加算型、業種型⇒地域型、国民年金基金の設立）  
 普及から安定期に移行  
 代行部分は退職給付債務として認識⇒代行返上進む

- 業種ごとの設立から、地域型設立まで含めて基金設立を促進させてきて一通り普及⇒その結果が新規設立の減少。制度の魅力喪失の根拠は何か？
- 平成17年4月以降は、総合基金の設立認可の人員要件は5,000人に引上げ⇒制度普及済で、基金を設立できる地域・団体・業種はなかった

## 【資料5】 厚生年金基金からの給付の意義

- ・ 上乗せ分1.4万円/月は、公的年金約23万円/月とあわせ生活維持のために欠かせないもの（一般的に必要な生活費は夫婦2人で25万円/月とされており、受給者にとり大きな意味をもつもの）
- ・ 物価スライド調整（2500円/月）以上の丁寧な議論をするべきではないか

「家計の金融行動に関する世論調査（平成22年）金融広報中央委員会委員会  
「平成19年度 生活保障に関する調査」社会保険文化センター  
「平成24年度の年金額」厚生労働省より作成  
基金年金月額、企業年金連合会調査資料「企業年金に関する基礎資料」による



【資料6】厚生年金保険料率・免除保険料率の推移

保険料 免除保険料率 改定時期	厚生年金保険料率 (%)			免除保険料率 (%)			その他項目	免除保険料に関する補足説明
	男子	女子	備考	男子	女子	予定利率		
昭和17年6月	64	—	制度発足					
昭和19年10月	110	110						
昭和22年9月	94	64						
昭和23年8月	30	30	賦課方式に移行					
昭和29年5月	30	30						
昭和35年5月	35	30						
昭和40年5月	55	39						
昭和41年11月	↓	↓		24	20			◇免除保険料の法的根拠 厚生年金保険法第81条の3
昭和44年11月	62	46		26	22			
昭和48年4月	76	58		↓	↓			
昭和49年11月	↓	↓		28	24			◇平成8年3月以前の免除保険料率は、厚生年金保険の被保険者全体で一つの基金を設立したと仮定した場合の代行給付費を賄うために必要な保険料率として算定されていて、全基金一律に定められていた
昭和51年8月	91	73		30	26			
昭和55年10月	106	89		32	29			
昭和60年4月	↓	93		↓	↓			
昭和60年10月	124	113		32	30			
平成2年1月	143	138						
平成3年1月	145	142						
平成4年1月	145	143						
平成5年1月	145	145						
平成6年1月	145	145						
平成6年11月	165		男女同一保険料	35				☞男女同一
平成8年4月	↓			32~38		5.5%		☞免除保険料の複数化(7段階の範囲)
平成8年10月	173.5							・基金間、基金加入員・非加入員間の公平性の確保
平成11年4月	↓			↓			税効果会計の導入	☞平成11年10月に免除保険料の引上げ凍結
平成15年4月	135.8		総報酬制の導入	24~30			(H11.4.1以降年度)	☞総報酬制の導入(凍結中の免除保険料を一律1/1.3倍)
平成16年4月	↓			↓			退職給付会計の導入	☞代行返上が可能になった
平成16年10月	139.34		毎年、3.54×改定率で保険料を引き上げ	24~50		3.2%		☞免除保険料凍結解除
平成17年4月	↓							☞免除保険料率の個別化
平成17年9月	142.88							・すべての厚生年金基金に係る代行保険料率の分布状況を勘案して政令で定める範囲内に変更
平成18年9月	146.42							政令で「1000分の24から1000分の50」に定められた
平成19年9月	149.96							(平成16年9月17日政令第281号第4条)
平成20年9月	153.5							
平成21年9月	157.04							
平成22年9月	160.58					4.1%(H22年4月)		
平成23年9月	164.12							
平成24年9月	167.66							
平成25年9月	171.2							
平成26年9月	174.74							
平成27年9月	178.28							
平成28年9月	181.82							
平成29年9月	183		以後、固定料率					

適正水準?

大企業は代行メリットを享受し、財産形成に大きく寄与してきたのではないか?

3.2%ベースと新基準の4.1%ベースの高い方の免除保険料となる。一般的に平成22年3月の免除保険料を継続的に使用

免除保険料凍結解除：基金財政健全化確保・免除保険料個別化促進  
給付現価負担金：予定利率の変更や死亡率改善等、基金の責任とはいえない過去期間に係る負担増部分の一定を調整  
最低責任準備金：転がし方式の継続  
特例解散：代行割れ基金の解散時分割納付や納付額の特例(3年の時限立法)

## 【資料7】 給付現価負担金に関する意見

第3回厚生年金基金制度に関する専門委員会」において議論された給付現価負担金について、以下のとおり申し述べます

### ①厚生年金本体から基金に対して、給付現価負担金を払ってまでして基金制度を支える意義・理由は厚生年金本体側にはない

【見解】 給付現価負担金は、厚生年金本体から基金への免除保険料の後払い的意味を持つものであり、当たり前の姿にするものである  
これを「当たり前の姿」に改善して行く過程として必要なのが「給付現価負担金」である

- 1999年、厚生年金本体が財政再計算時に予定利率・死亡率の引下げを行った際に、保険料の引上げが実施されなかった
- これに伴い、基金でも「免除保険料率は凍結」された。本来であれば予定利率・死亡率引下げに伴い、免除保険料の引上げも実施されるべきであった。加えて代行部分の過去勤務債務も発生することになるため、この分も追加掛金の払い込みという点から免除保険料率に反映されるべきであったが、いずれも見送られた
- 2005年、段階的厚生年金保険料の引上げが実施されたことに伴い、基金の「免除保険料凍結」も解除されたが、その際「将来部分」だけを手当てして、過去部分の不足については手当てしない仕組みとして現在まで継続しているものである  
そのため、現在の基金の代行部分は、本来の給付に必要な給付債務と比較して最低責任準備金が小さい状況となっている
- 給付現価負担金は、この過去部分の不足に対して事後的に厚生年金本体が基金に資金を交付し、真に中立化を担保するものである。従って、厚生年金本体が基金に支払う「意義・理由」より重い「支払い義務」がある

### ②最低責任準備金は給付の現在価値と等しくなく、存続可能な基金が給付を続けても給付原資はいずれ枯渇する

【見解】 これは、給付現価負担金がないことを前提にしたものであり、最低責任準備金が給付の現在価値と等しくないのはその通り  
上述の通り、将来分だけ予定利率・死亡率の引下げを織り込んだ免除保険料だけでは運営できない。免除保険料と給付現価負担金の合計で代行給付と収支相当する

- なお、将来的に赤字が多くなる前に一律廃止で赤字を確定したほうが良いという意見があるが、厚生年金本体の赤字とは、解散時に最低責任準備金が返還されない状態になったときに発生するもの。基金が代行給付を行うことで最低責任準備金が小さくなっても、そのことで厚生年金本体が赤字になるものではない

### ③基金は厚生年金本体から受け取る給付現価負担金を給付に充てる。基金という存在は何か。単に本体の給付代行機関という存在か

【見解】基金制度は、代行メリットを享受しつつ、上乘せ部分を終身給付として充実させる(国の年金の補完)というものである。

そもそもの目的である終身にわたる上乘せ給付は、代行制度の有無、代行メリットの有無にかかわらず最も重要な視点である。厚生年金本体の事情とは無関係に、歴史的な視点で見ても変わるものではないはずである

■基金が「代行給付」の役割を担っているということは、設立当初から全く変化していない。中立化措置もこの前提に立つもの

■受給者の視点から見ると、基金の本来的意義・期待は、「代行給付」に上乘せ給付を付加して給付することにある。

従って、単なる代行給付機関ではなく、十分に意義あるものである

【ご参考】第4回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議配布資料「資料2-2」から抜粋

#### ■最低責任準備金の仕組みについて(当該資料P21)

(3) 平成16年改正で免除保険料の凍結が解除されたことに伴い、暫定措置であった最低責任準備金の計算方法が恒久化された。同時に、厚年本体との財政中立化の観点から、「給付現価負担金」制度(※)が設けられた。

(給付現価負担金制度)

○ 代行部分の給付債務は、厚年本体における死亡率や長期の予定運用利回りの見直しにより変化するが、給付債務が増大した場合、将来期間分については免除保険料率に反映される一方、過去期間分については反映されない。このため、過去期間の代行給付現価が、基金が保有すべき最低責任準備金の一定割合を超えた場合には、一定のルールに基づき厚年本体から給付費負担金を交付する(逆に、過去期間の代行給付現価が最低責任準備金を下回った場合には免除保険料で調整する)という仕組みである。

※ なお、これは過去期間代行給付現価と最低責任準備金という債務の差額を調整するものであり、最低責任準備金と保有資産の差額(積立不足)は、基金において掛金の引上げ等により対応することになる。

#### ■財政中立化に係る議論の経緯(当該資料P28)

○平成10年10月 年金審議会「国民年金・厚生年金保険制度に関する意見」

- ・免除保険料率について、被保険者間の公平を図るため基金ごとの代行給付のコストに見合ったものに逐次改善していくべきであるとの平成5年の本審議会の意見書に沿って、個別化の徹底を図るべきである
- ・個々の基金の事情とはかわりなく生じる死亡率等の変更の影響についても、厚生年金本体との間で財政的な中立性を確保すべきであるとの意見があり、これに対しては、厚生年金基金の運営はすべて自己責任で行うべきであり、例えば、厚生年金の予定利率と厚生年金本体の実際の利回りとの利差を基金・本体間で調整することは行うべきではないとの意見があった

○平成15年9月 社会保障審議会年金部会「年金制度改正に関する意見」

- ・平成12年の年金改正においては、厚生年金本体の保険料の引上げの凍結と連動し免除保険料率が凍結されたため、現在の免除保険料率は直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利回り等の運用環境の状況に対応しておらず、事前積立に必要な保険料となっていない
- ・厚生年金基金制度を持続可能なものとするため、免除保険料率の凍結解除を行い、予定利率の引下げ分、死亡率の改善分等を反映させるべきである。
- ・免除保険料率の個別化を進め、少なくとも上下限を広げるべきである
- ・予定利率の変更や死亡率の改善等、基金の責任とは言えない過去期間に係る負担増の部分については、一定の調整を行うべきである。
- ・凍結解除に伴う最低責任準備金の見直しの際には、現在の仕組みとの連続性に留意すべきである